

# 令和2年度 高速道路点検診断資格

## 資格登録案内書

### 【資格登録の申込について】

1. 資格登録案内書は、最後までよく読んでいただき、記載されている内容に同意した上で、申込をしてください。
2. 申込された場合は、資格登録案内書に記載された全ての事項に同意したものとみなします。

令和2年7月

## 申込から資格者証発送までの流れ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、下記日程が変更となる場合があります。最新の情報は公益財団法人 高速道路調査会(以下、「当法人」という。) ウェブサイトをご覧ください。

No.	内 容	
1	資格登録(新規)の受付期間	令和2年11月24日(火)10:00~12月17日(木)17:00
2	資格登録料の支払期日	令和2年12月17日(木)
3	資格者証の発送	令和3年2月17日(水)

# 目 次

1. 高速道路点検診断資格制度の概要.....	1
2. 資格登録(新規).....	4
3. その他.....	6
4. 高速道路点検診断資格に関する問合せ・お知らせ.....	7

# 1. 高速道路点検診断資格制度の概要

## 1-1. 目的

我が国の高速道路は、昭和38年に名神高速道路(栗東～尼崎)が初めて開通して以降、順次整備が進められ、現在では、国民生活に欠かせない道路となっています。

一方、これらの路線のうち、供用後30年以上経過する区間が年々増加し、橋梁・土工構造物・トンネル構造物などの老朽化が顕在化し、従来にも増して高速道路の点検診断の品質を確保することがより一層求められています。

このような状況から、高速道路における点検診断技術者の育成と技術力の向上を目指した講習会及び資格試験を実施するとともに、資格者の技術的能力の公的な認知度を高め、その水準を確保し、高速道路の安全性向上を図り、社会基盤の整備に寄与することを目的とします。

また、資格者として、その高度な技術力と判断力に基づいた活動によって、社会的信頼を得て、多くの分野で重用され、活躍の場が広がることも期待されます。

## 1-2. 資格の称号

高速道路点検診断資格の称号は、技術者の内容と能力及び対象構造物により下表のとおりとなります。

資格の称号を得る(資格を保有)ためには、該当する全ての講習会の受講と試験を受験(以下、「資格試験」という。)し、資格試験に合格した上で、**資格登録が必要**となります。

資格の称号	内容及び能力
高速道路点検診断士(土木)	道路構造物及びその点検についての高度な知識と技術を持ち、点検に関して指導的立場となる者としての能力(点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断等)を有する技術者
高速道路点検士(土木)	道路構造物及びその点検についての全般的な知識と技術を持ち、点検に関して中心的立場となる者としての能力(点検の実施、個別変状の判定、健全度評価、点検記録の登録等)を有する技術者
高速道路点検士補(土木)	道路構造物及びその点検についての基礎的な知識と技術(点検の実施及び個別変状判定の補助、点検記録の登録等)を有する技術者
高速道路点検診断士(施設)	道路施設構造物、施設構造点検及び施設全般についての高度な知識と技術を持ち、その点検に関して指導的立場となる者としての能力(施設点検計画の立案、報告書等作成、健全性の総合的な診断、施設設備全体の総合評価等)を有する技術者
高速道路点検士(施設)	道路施設構造物及び施設構造点検についての全般的な知識と技術を持ち、その点検に関して中心的立場となる者としての能力(施設構造点検の実施、個別変状の判定、点検記録の登録等)を有する技術者
高速道路点検士補(施設)	道路施設構造物及び施設構造点検についての基礎的知識と技術(施設構造点検の実施及び個別変状判定の補助、点検記録の登録等)を有する技術者

土木道路構造物の種類：トンネル、橋、その他道路を構成する構造物と道路の附属物のうち、土木附属物

施設道路構造物の種類：道路の附属物のうち、施設附属物(道路照明など)

### 【参考】

本資格制度における『高速道路点検診断士(土木)』、『高速道路点検士(土木)』は平成30年2月27日付けで『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日国土交通省告示第1107号)』に基づき下表のとおり登録されました。

本制度の資格名称	国土交通省登録資格対象区分			
	施設分野	業務	知識・技術を求める者	登録番号
高速道路点検診断士(土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	品確技資第 217 号
		診断	担当技術者	品確技資第 219 号
	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	品確技資第 221 号
		診断	担当技術者	品確技資第 224 号
	トンネル	点検	担当技術者	品確技資第 227 号
		診断	担当技術者	品確技資第 228 号
高速道路点検士(土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	品確技資第 216 号
	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	品確技資第 220 号
	トンネル	点検	担当技術者	品確技資第 226 号

### 1-3. 資格登録

試験に合格した者は当該年度から3年間を受付期間として、資格登録の申込をすることができます。この受付期間を過ぎた場合には、資格登録の申込はできなくなります。

本案内書「1-4. 資格の更新」により更新講習を修了した場合は、資格の有効期限内に資格登録の申込をすることができます。この受付期間を過ぎた場合には、資格登録の申込はできなくなります。

本案内書「1-6. 再登録・抹消」により更新講習を修了した場合は、更新講習を修了した年度に限り資格登録の申込ができるものとします。この受付期間を過ぎた場合には、資格登録の申込はできなくなります。

### 1-4. 資格の更新

資格の有効期限の年度又はその前年度に当法人が行う更新講習会の受講及びeラーニングを完了(以下、「更新講習を修了」という。)し資格登録(更新)をしなければなりません。

## 1-5. 資格の停止

資格更新を行わず、有効期限が過ぎた時から再登録するまでの間は、資格は停止されません。

## 1-6. 再登録・抹消

資格の停止した者が、資格の有効期限を過ぎて3年以内に更新講習を修了したときは、更新講習を修了した年度に限り、再登録をすることができます。

また、資格の有効期限から3年を経過し、再登録しない場合には資格を抹消されます。

## 1-7. 資格の有効期限

①資格試験に合格し、資格登録(新規)をする場合の有効期限は、試験を実施した年度の翌年度から5年目の年度末までとなります。

②更新講習を修了し、資格登録(更新)する場合の有効期限は、更新前の有効期間の最終年度の翌年度から5年目の年度末となります。

③再登録を行い、資格登録する場合の有効期限は、資格停止前の有効期間の最終年度の翌年度から5年目の年度末となります。

## 1-8. 資格の剥奪

高速道路点検診断士、高速道路点検士、高速道路点検士補が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格の剥奪となる場合があります。

(1)下記のいずれかに該当するに至った場合

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

③ 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者

④ 国土交通大臣の定める「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」第4条第1項の2号および3号に該当する者

(2) 虚偽又は不正の事実に基づいて、登録、更新又は再登録を受けた場合

(3) 点検診断業務において重大な過失を犯した場合

(4) 点検診断業務において不正又は著しく不当な行為を行った場合

(5) その他、点検診断業務を行うに当たり、前各号に類するような信用・品位を著しく傷つける行為を行った場合

## 1-9. 資格者証の交付

資格登録をした方へは、登録の有効期限を明示した資格者証を交付します。

## 2. 資格登録(新規)

### 2-1. 資格登録

#### 2-1-1. 資格登録(新規)

資格の称号を得るためには、資格試験に合格し資格登録する必要があります。高速道路点検診断資格試験の合格者は、当該年度及びその翌年度から3年間を資格登録の受付期間(年1回受付)として、資格登録(新規)の申込ができます。なお、資格の有効期限については、試験を実施した年度の翌年度から5年目の年度末までとなります。

また、令和2年1月22日の規約改定(令和2年4月1日施行)に伴い、試験合格後3年以内に資格登録を行わないと資格登録ができなくなりました。

#### 【重要】

下記に該当する方は、更新講習会の受講及びeラーニングの完了(以降、「更新講習を修了」という。)が必要となります。

そのため、令和2年度に資格登録(新規・更新)することはできませんが、令和2年1月22日の規約改定によらず、特例措置として令和3年度に限り、更新講習を修了し、資格登録することができるものとします。

#### ① 平成27年度講習修了者及び切替講習受講者のうち、資格登録されていない方

平成27年度講習修了者にあつては、今年度末に資格の有効期限を迎えますが、新型コロナウイルス感染症感染防止に伴う令和2年度高速道路点検診断資格 資格試験及び更新講習開催中止に伴う特例措置として、資格の有効期限を2022年(令和4年)3月31日に読替えます。有効期限内に更新講習を修了し、資格登録(新規)を行ってください。

#### ② 平成28年度資格試験合格者のうち、資格登録されていない方

平成28年度資格試験の合格者のうち、資格登録されていない方は、令和2年3月31日をもって、3年の登録期限が過ぎていますが、特例措置として令和3年度に限り、更新講習を修了する条件を付して、資格登録することができることとします。

#### 2-1-2. 資格登録手続き

過年度に実施した試験に合格又は更新講習を修了し、資格登録されていない方  
受付期間に当法人ウェブサイトより

高速道路点検診断資格⇒ 資格登録⇒ Web 申込みより、手続きを行ってください。

手続きには、合格番号、生年月日、連絡用のメールアドレスが必要になります。

## 2-2. 資格登録の事項

資格登録に必要な事項は、氏名、生年月日、性別、登録番号、資格の種別、資格の有効期限等です。

## 2-3. 資格登録料（新規）

資格の称号	登録料(税込)	備考
高速道路点検診断士(土木) 高速道路点検診断士(施設)	6,050円	賛助会員割引対象外
高速道路点検士(土木) 高速道路点検士(施設)		
高速道路点検士補(土木) 高速道路点検士補(施設)		

## 2-4. 資格登録料の請求と払戻

### 2-4-1. 請求書の送付

資格登録に必要な書類として申請書を送付します。この請求書は本案内書「2-1-2. 資格登録手続き」に基づき、請求書を発行します。申込期間内に請求金額に基づく資格登録料の払込みが完了するようにお願いします。

### 2-4-2. 支払上の留意点

資格登録料は、支払期日までにお支払ください。

- ・請求書記載の指定口座に振込をお願いします(振込手数料は振込人負担とします)。
- ・当法人窓口での現金による支払や現金書留等での支払は不可とします。
- ・領収書は発行しません。
- ・支払期日は令和2年12月17日(木)になります。
- ・支払期日までに入金確認が取れない場合は、資格登録の申込はお受けできません。

### 2-4-3. 資格登録のキャンセル及び払戻

都合により資格登録をキャンセルする場合は、支払期日までにメールにてキャンセルする旨の連絡してください。資格登録料を振込済みの場合、振込手数料を差引いて払戻します。

但し、支払期日の翌日以降は、理由の如何に関わらず払戻しません。

## 2-5. 資格登録（新規）に伴う従来の資格者証の取扱について

資格登録(新規・更新)に伴い従来の資格者証は無効となります。新しい資格者証がお手元に届いた後に各自で裁断等行い廃棄願います。

## 3. その他

### 3-1. 個人情報の取扱

#### 3-1-1 個人情報の利用範囲

資格登録に伴い取得した個人情報は、資格者証の交付、附随する業務のために利用します。

##### 【取得する個人情報】

氏名、生年月日、E-Mail アドレス、送付先の住所、電話番号、会社名、所属

#### 3-1-2 個人情報の第三者提供

業務の一部を外部委託する場合は、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、個人情報の漏えい等のないように必要な事項を取り決めるとともに、適切な監督を行います。

#### 3-1-3 個人情報提供の任意性

申込者から収集した個人情報は、同意を得ているものと取扱わせていただきます。「個人情報の取扱」に同意いただけない場合は、申込をすることができません。

#### 3-1-4 個人情報の問合せ先

公益財団法人高速道路調査会 総務企画部個人情報保護係

書面(封書)による場合 〒106-0047 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2階

電子メールによる場合 [privacy@express-highway.or.jp](mailto:privacy@express-highway.or.jp)

## 4. 高速道路点検診断資格に関する問合せ・お知らせ

### (1) 問合せ

公益財団法人 高速道路調査会 事業部	
所在地	〒106-0047 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2階
TEL	03-6436-2080
FAX	03-6436-2098
e-mail	tenken@express-highway.or.jp
ウェブサイト	<a href="http://www.express-highway.or.jp">http://www.express-highway.or.jp</a>

### (2) お知らせ

本案内書に記載している内容及び、記載が無くても当法人が必要と判断した情報については、当法人ウェブサイトでお知らせします。